

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 池永
日 時	平成30年12月11日(火曜日)	開 議	午前 10時 00分
		閉 議	午後 2時 37分
出席委員	◎西口、○石野、並河、藤本、木曾、明田 (湊議長)(欠席:奥村委員)		
出席理事者	【産業観光部】 柏尾部長 [商工観光課]吉村課長、篠部副課長 [農林振興課]笹原課長 [農地整備課]並河課長 [農業委員会事務局]大西事務局長 【まちづくり推進部】 竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長、瀬野開発担当課長 [都市整備課]山内課長 [まちづくり交通課]伊豆田課長 [土木管理課]藤本課長、鈴木管理・用地担当課長 [建築住宅課]内藤課長、数井住宅係長 【上下水道部】 阿久根部長 [総務・経営課]西田課長、人見水道経営係長、服部下水道経営係長 [お客様サービス課]柴田課長 [水道課]河原課長 [下水道課]川勝課長、西田年谷浄化センター所長		
出席事務局	片岡局長、池永主任		
傍聴者	市民2名	報道関係者1名	議員0名

会 議 の 概 要

10:00

1 開議 (西口委員長あいさつ)

2 事務局日程説明

<西口委員長>

奥村委員から欠席届が出ているので、ご承知おき願う。

3 要望について

<西口委員長>

当常任委員会所管の要望は2件ある。「道路整備のあり方に関する要望」及び「市街化調整区域における違法開発是正などに関する要望」について、いずれも要望者から意見陳述の申し出を受けている。ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。

(異議なし)

<西口委員長>

異議なしと認め、要望者の意見陳述の機会を設けることを決定する。

[要望者 (意見陳述者 (松尾寛治氏))、発言席へ]

<西口委員長>

それではまず、「道路整備のあり方に関する要望」について取り扱う。この件につ

いて、要望者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は10分以内で終了するよう、簡潔に願います。

10:03

[要望者意見陳述（趣旨説明）]

10:12

[質疑]

<西口委員長>

ただ今の意見陳述に関して質疑を行う。

<木曾委員>

4（1）について、先行して並河蚊又線を市道認定したが、京都府が前向きでないとの説明であった。具体的には。

<要望者（松尾氏）>

認定議案が出るという話が出た時に府庁をまわった。京都府の幹部職員は、副市長は元局長なので要望を検討するとは言ったが、府でやらなくてよいので助かったとのことである。これが本音である。なぜ担当部長を先に本庁に行かせて確認しなかったのか。なぜ議員も府の考えを聞かなかったのか。郷ノ口余部線とは違う。交付金くらいの協力はあるかもしれないが、現時点で府がもらう必要性はない。

<木曾委員>

並河蚊又線はスタジアム関連で市長が発表したものである。スタジアムに来る人の混雑緩和にもなり、川東地域に駐車場を設置した場合にもうまくいくという思いの中で我々も賛成した経緯がある。ほ場整備との関係については何か聞いているか。

<要望者（松尾氏）>

ほ場整備の役員を何人か知っているが、担い手等の問題もあり、そんなにうまくいくとは聞いていない。ほ場整備の組合が土地を購入し、減歩して道路をつくるのが通常の方法であるが、そういう方向で市は考えていないように感じる。

<藤本委員>

並河蚊又線について、宇津根橋から国道9号、亀岡インターまで延長するとのことで、廃業した書店にもどいてもらった。交通量を減らす意味から、スタジアムにも利便性があるということで進めてきたと考える。当然延伸できると思っていたが、延伸できないのが分かっているという動いたということか。

<要望者（松尾氏）>

スタジアムへのアクセスが基本問題である。篠町にコーナンや平和堂等無料駐車場があり、来る人はそれを使うと考える。亀岡インターまで行くと510円かかり、2倍もするようなところまで行かない。いろいろなスタジアムに行ったが、すべて1キロ以上歩く。平和堂から歩いて2キロ余りであり、ラグビーやサッカー観戦についてよく知っている人間は、コーナンや平和堂を使う。亀岡インターを使うのは北部から来る人のみではないか。

<並河委員>

国道や府道が混むと、団地の中に入ってしまう。亀岡の道路を考えた場合、こうすればよいという案はあるのか。

<要望者（松尾氏）>

北古世西川線はJRの北側、もしくは保津堤防に作るべきであった。国道9号のクニッテル通りとの交差点や、コーナンと平和堂の前の交差点に左折専用線がない。

直進車と左折車について、京都国道事務所と早く協議すべきだと私は考える。また、亀岡はかなり右折車両が多い。右折禁止の路線をできるだけ広げれば改善するのではないかと。可能なことをまずすべきである。また、枚方亀岡線と国道9号との交差点が曲がりにくい。これを1メートル広げればかなり変わる。前に普通車や2トン車が右折で止まっていたら、横を通ることができない。少し歩道を切ればできる。まず10年くらいの間にはやれることをやってほしい。

<西口委員長>

本件については貴重な意見として聞き置くこととし、今後の委員会活動の参考にしたいと思うが、そのような取り扱いでよいか。(了)

10:25

<西口委員長>

次に、「市街化調整区域における違法開発是正などに関する要望」について取り扱う。この件について、要望者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は10分以内で終了するよう、簡潔に願います。

[要望者意見陳述 (趣旨説明)]

10:35

[質疑]

<西口委員長>

ただ今の意見陳述に関して質疑を行う。

<木曾委員>

トロッコ周辺の建築物を是正するよう、議会で質問も行った。数件あるが、いったん整理し、その後にあそこをどうするか考えるとのことであった。質問した後も増えているように感じるがどうか。

<要望者 (松尾氏) >

私が土木事務所にいた30年前頃、たこ焼き屋ができたが、つぶした。その後増えてきているのは事実である。今までは細々と農業用倉庫らしき状態でラフティングをしていた程度であったが、堂々と看板を出してレストランをするようになった。こっそりしていたのを堂々とやりだした。この段階で止めないとどうしようもなくなる。調整区域で堂々とするのがよいのか。どうしてもしたいなら手法を考えるべきである。あれだけあるということは需要があるということである。1つの方法として、湯の花温泉のように、保津川溪谷を観光資源として整理できないかと考える。それをすると市道をつける必要がある。また、遊水機能を持っている土地であり、霞堤をどうするかということもあるが、そういうことを考えていかねばならない。

<木曾委員>

質問した以降、たまに見回っているが、これまではなかったような看板が出ている。さらにエスカレートしている。観光など、次の段階に活かしていけるような取り組みがなかなかできないので心配である。意見を参考にしてまた理事者とも詰めていきたい。

<要望者 (松尾氏) >

昨年トマムから来たヘリコプターは、運輸局の制度に合っていないと、事業者や運

輸局に申し入れた。地元の議員もかなり動かされた。今年は一切来ていない。こういうものである。先に手を打つ必要がある。

<藤本委員>

「手続がされているのか不明事例多数」とあるが、市が開発許可や建築許可を出して建てたのか、それとも許可なしに勝手に建てたものなのか、詳細は。

<要望者（松尾氏）>

旭町については、指導に行っているとのことである。建て替えているので手続きは必要だと考える。馬路町については、地元農産物の集荷として京都府が許可済みであり、それを亀岡市が引き継いでいる。建物は民間が建築確認しているので詳細は分からない。ただ、農産物の集荷施設とのことであるが、2階建ての建物で、広い駐車場もあり、農産物の集荷でこれだけ集まるのか疑問である。開発許可については都市計画法第29条の許可が出ているが、第43条ですべきであると考えます。

<西口委員長>

本件については貴重な意見として聞き置くこととし、今後の委員会活動の参考にしたいと思うが、そのような取扱いでよいか。（了）

[要望者（意見陳述者（松尾寛治氏））、発言席から退席]

10 : 43

4 所管分付託議案審査（説明～質疑）

[上下水道部入室]

・上下水道部長あいさつ

(1) 第3号議案 平成30年度亀岡市水道事業会計補正予算（第2号）

・所管課長順次説明

[質疑なし]

10 : 50

(2) 第4号議案 平成30年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第1号）

・下水道課長説明

10 : 52

[質疑]

<木曾委員>

新聞に広域化の話が載っていた。過去に、若宮工場の処理を年谷浄化センターで行う計画があると言っておられたが、ここに入っているのか。

<下水道課長>

若宮工場の件はこの中に入っていない。

<木曾委員>

平成31年度までの債務負担行為であるが、将来的にいろいろな問題が出てきた場合、債務負担行為が増える可能性はあるのか。

<下水道課長>

若宮工場のし尿については、今後関係機関と協議して進めることになるが、そういう形で実施することになれば、その都度、債務負担行為を設定していくことになると思う。

<並河委員>

委託先はどのような形で選定するのか。市内業者か、それとも市外業者か。

<下水道課長>

運搬・処分できる業者は専門業者であり、限られている。その中で、近隣であることや経費等のことも考えて、例えば運搬は市内業者、処分は市外業者という形で分けている。

<並河委員>

参入を希望している業者は何社くらいか。絞られているのか。

<下水道課長>

専門業者であり、一般企業よりも数は少なく、限られてくる。

<藤本委員>

業者は決定しているのか。

<上下水道部長>

議会承認後の発注となるため、決まっていない。

<石野副委員長>

財源内訳に「事業収益」とあるが、それだけ事業収益がなかったらどうなるのか。

<総務・経営課長>

事業収益は、主に水道料金や下水道使用料となる。受益者からいただく料金で業務を行っているものである。水道は約11億円、下水道は約16億円の収入が毎年ある。その経費の中で発注することになる。

10:58

(3) 第15号議案 亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

・総務・経営課長説明

11:04

[質疑]

<木曾委員>

それぞれ国の管轄が異なる。今まで借り入れした公債費はどのように整理しているのか。

<総務・経営課長>

建設事業を起こした時に、建設資金として借り入れた企業債の償還の件だと考える。特定環境保全は国土交通省、農業集落排水は農林水産省、小規模集合排水は総務省と省庁は異なるが、補助金で賄えない部分の起債の借り入れについては、年数は一緒である。30年の償還で、5年間は元金据え置きで、残りの25年で元利均等償

還という形である。起債の借り入れの条件に違いはない。ただ、7地区あり、建設年度が違う。残っている起債の額が違うので、下水道会計と統一を図る場合、原資をどうするのかという問題がある。地域下水道事業は国と府から補助をいただき、地元から建設事業費の10%の事業分担金をいただき、残りが市負担となっている。市が負担する部分について、全額起債している。市の手当が一時的に多額になるので起債し、返す分で一般会計から繰り入れをいただいている。残っている起債に対しての公共下水道区域の人の負担はない。残っている起債の額は地区によって違うが、受益者に迷惑をかけないということで、一般会計との調整で、その分は建設に係る負担ということで、今、分割でもらっているということで整理して統合しようとするものである。

<木曾委員>

東本梅町に行った時、負担が増えるのではないかと、整理するのにお金がかかるのではないかとということに心配されている人もあった。地元で過大な負担がいかないよう、うまく統合されたい。

<石野副委員長>

統合により、下水道事業の仕事が増えて大変になるのではないかと。

<総務・経営課長>

施設数や現場対応が変わることはなく、業務量が増えることはない。会計を統合することにより、事務の軽減を図り、効率化していきたいと考えている。

<明田委員>

資料の(4)②下水道使用料の「用途」とは何か。

<お客様サービス課長>

一般家庭用が家事用となっており、工場・事業所用の排水をその他汚水用と区分しているものである。

<藤本委員>

統合に対し、地域からの苦情は出ていないのか。

<上下水道部長>

地域下水道の推進協議会では年に1回総会を行っており、また、勉強会も実施しているが、そこで十分説明している。また、ホームページにも掲載している。議会承認後、1月以降には広報紙も全戸配布する予定であり、周知・徹底していきたい。現在、苦情は出ていない。

11:12

(4) 第21号議案 平成30年度亀岡市水道事業会計補正予算(第3号)

(5) 第22号議案 平成30年度亀岡市下水道事業会計補正予算(第2号)

・総務・経営課長説明

11:25

[質疑]

<明田委員>

下水道のP18、4普及促進費について、職員1名分71千円となっているが、内容は。

<総務・経営課長>

国の人事院勧告に基づき、給与改定を実施する分の増額である。

<明田委員>

1名分増えたということか。

<総務・経営課長>

当初予算からこの費目に1名分を計上していた。増えた分は、給与改定に係る分である。

[上下水道部退室]

11:28

[産業観光部入室]

・産業観光部長あいさつ

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)
(産業観光部所管分)

・所管課長順次説明(歳出歳入一括)

11:49

[質疑]

<石野副委員長>

P27、鳥獣対策について、合計590頭になるとのことだが、最終的にさらに補正する予定か。

<農林振興課長>

3月末までの予測で計上している。

<明田委員>

P28、商工業振興対策経費について、パナソニックセミコンダクターソリューションズの売上はどのくらいか。

<商工観光課長>

売上は把握していないが、年間下水道使用料は約1億5千万円であり、そのうち800万円を助成するものである。

<明田委員>

日清医療食品はどうか。

<商工観光課長>

使用量は約8万1千立方メートルの超過である。金額は手元に資料がないため、後ほどお伝えする。

11:52

(2) 第26号議案 土地改良事業(災害復旧事業)の施行について

・農地整備課長説明

11:54

[質疑]

<木曾委員>

申請してから採択されることとなるが、申請した件数は。

<農地整備課長>

7月から9月の台風24号までで、500件弱である。大きいものから小さいものまでである。

<並河委員>

畑野町で甚大な被害が出ている。来年度作付けできないとの声が出ているが、見通しは。

<農地整備課長>

府が管理している千ヶ畑川に関連している農地が非常に多い。まずは河川の被害の復旧をしていただいてから農地の復旧に取りかかる形となる。南丹土木事務所と調整しながら進めていきたい。

<石野副委員長>

議案の訂正について、1と2の違いは。

<木曾委員>

議案の分と資料の分ではないか。

<農地整備課長>

その通りである。同じものが2つ載っている。

<西口委員長>

被害について、国に申請されていると思うが、その結果はいつ頃出るのか。

<農地整備課長>

災害復旧事業としては、91件査定を受けているところである。昨日から12月21日まで災害査定を受ける。災害査定を終え、来年1月には増高申請という補助金を決める調査等をやりとりする中で、最終的には決まっていく。

<西口委員長>

今年度、着手できる分はあるのか。

<農地整備課長>

田のことであり、春には池に水をためたりする必要も出てくる。地元とも協議・調整して工事に入りたい。この議案が承認されたら、その箇所については、工事に取りかかることは可能である。後の部分は次の議会で箇所決定の承認をいただいからの施工となるので、少し時間がかかる。

<西口委員長>

今年度では無理だというような大きな被害は何カ所かあるのか。

<農地整備課長>

何カ所かある。

<藤本委員>

申請件数と査定件数、今年度どのくらい処理できるのかと来年度の見通しを表で説明していただければありがたい。申請から査定、工事に入るまでの期間がかなり長い。作付けの見通しができないという苦情も出ている。もう少しスピーディーにできないものか。できるだけ要望していただき、被災者に沿った対応をされたい。(要望)

<木曾委員>

人員的に、一生懸命に頑張っているが、件数があまりにも膨大でなかなか次の段階に行けない。今、7月の分を処理しているが、次の9月の台風や豪雨の分もどんどん来ており大変だと聞く。産業観光部だけではなく土木も同じことだと考えるが、体制的にどうなのか。人員を増員するなど、対応をスムーズにしていかなければならないのではないかと。

<産業観光部長>

国の日程の中で行っており、この査定も担当に頑張ってもらい間に合わせてもらった。この査定で今年の査定がすべて終わり、次は工事施工となるが、国のお金がいくらまわってくるのかということも大きな要素としてある。技術職員は少ないが、農地整備課には国営事業を担当している技術職員がいる。そういったことを含め、課一丸となって取り組んでいる状況である。職員の増員をお願いしたい部分もあるが、今の時点では現体制で頑張っている。

<木曾委員>

今年は災害が頻発したが、今後もこのようなことが起こる可能性はある。体制をしっかりとっておかないと、同じことが繰り返されていく。来年度に引き継いでしまい、その間にまた災害が起こったら、対応できなくなってしまうのではないかと。人員の部分も含めて、考えていかねばならないのではないかと。

[産業観光部退室]

<休憩 12:04~13:00>

[まちづくり推進部入室]

- ・まちづくり推進部長あいさつ

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)
(まちづくり推進部所管分)

- ・所管課長順次説明(歳出歳入一括)

13:12

[質疑]

<並河委員>

ブロック塀の除去は、すべて通学路の関係か。

<都市計画課開発担当課長>

10月末時点で、受理しているものが17件、申請を前提として相談を受けているものが16件で、合計33件である。場所は、通学路以外の分も含まれている。市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外、それぞれの地区から出てきている。

<木曾委員>

災害の復旧について、申請件数と補正予算に出ている分との誤差があると思う。申請件数と実際のはどうなっているのか。

<土木管理課長>

公共土木債で51件申請し、51件採択されている。査定時の申請額は2億8266万8千円であったが、決定額は2億7124万9千円となっている。

13:16

(2) 第13号議案 亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- ・建築住宅課長説明

[質疑]

<木曾委員>

特定目的住宅について、国の補助金を含め、すべて完済できている状況の中で整理するものか。

<建築住宅課長>

その部分については、耐用年数が過ぎていることから整理している中において、払い下げをするものである。

13 : 18

(3) 第14号議案 亀岡市道路の占用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・土木管理課管理・用地担当課長説明

13 : 24

[質疑]

<明田委員>

共同溝について、先日の一般質問でも銚子の通行と電線の地中化の話が出た。亀岡では初めてのことである。既に取り組んでいるところの資料等は参考になっているのか。

<土木管理課長>

今回の条例改正にあたり、近隣自治体等の状況を聞き取りし、情報収集している。特に近隣では京都市が先進的に取り組んでいる。地中化は大都市で実施されているのが現状である。

<明田委員>

京都市等の大都市と亀岡では条件がかなり違うと考えるが、今後進める上では参考になる。積極的に取り組み、電線の地中化も引き続いてお願いします。

13 : 27

[まちづくり推進部退室]

[委員間討議なし]

5 討論～採決

[討論なし]

[採決]

・第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）所管分
可決・全員

・第3号議案 平成30年度亀岡市水道事業会計補正予算（第2号）
可決・全員

- ・ 第 4 号議案 平成 3 0 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
可決・全員
- ・ 第 1 3 号議案 亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例の制定について
可決・全員
- ・ 第 1 4 号議案 亀岡市道路の占用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
可決・全員
- ・ 第 1 5 号議案 亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
可決・全員
- ・ 第 2 1 号議案 平成 3 0 年度亀岡市水道事業会計補正予算（第 3 号）
可決・全員
- ・ 第 2 2 号議案 平成 3 0 年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
可決・全員
- ・ 第 2 6 号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について
可決・全員

1 3 : 3 2

[指摘要望事項等]

<木曾委員>

災害復旧の関係で、農林業・土木を含めて申請が遅れている。待っている人は非常に厳しい状況にある。今後、災害復旧に対応できる人員配置を要望するような文言をつけてはどうか。

<藤本委員>

災害復旧について、迅速に対応することを要望してはどうか。対応されてはいるが、いつまで経っても砂が道路にほったらかしになっていると苦情が出ている。迅速に対応していただきたいと要望してはどうか。

<並河委員>

災害の復旧は早急にやっていただきたい。さらに言えば、土木事務所が亀岡からなくなった支障が出ている。迅速に対応できるような人員の配置が必要である。

<西口委員長>

指摘要望事項とするか、委員長報告に盛り込むか、どちらにするか。

<藤本委員>

委員長報告に盛り込む形でよいのではないか。

<西口委員長>

委員長報告に盛り込むことでよいか。（了）

<木曾委員>

災害が起きている地元では、非常に要望が強いということを強調してはどうか。

13 : 36

6 行政報告

[まちづくり推進部入室]

(1) 既存集落まちづくり区域制度（追加指定）

- ・都市計画課開発担当課長説明

13 : 47

[質疑]

<木曾委員>

資料P5、保津地区はすべて○であったが、馬路地区や河原林町では敷地面積制限を増やされていたり、×があったりするが、理由は。

<都市計画課開発担当課長>

自己用住宅と自己用兼用住宅については、この制度の根幹にかかわる用途であり、この2つは基本的に入れてもらうよう提案している。分譲住宅から下の欄の用途については、地域で選択いただくこととしている。地域により土地利用の状況が異なり、すべて必要な地域もあれば、既に診療所があるので、診療所は不要と言われるところもある。特に分譲住宅については、道路に面した宅地の奥に農地がセットで付いている場合、奥の土地をうまく活用するには、自力ではなかなか難しい。こういった場合には分譲住宅ということで、非自己用の住宅地として業者に開発してもらって土地利用することができるというものであり、地域において要るか要らないかを選択されている。河原林町では敷地面積を200平方メートル以上としているが、地域の希望があったものであり、河原林町としての独自色を出したいとの気持ちがあるようである。図面で調べてみても、馬路町や保津町よりも敷地がゆったりしている住環境であるため、そのあたりを加味して、地域の要望を聞いて設定したものである。

<並河委員>

税金の関係について、この地域はどうなるのか。

<都市計画課開発担当課長>

固定資産税については、市街化区域よりも利便性が低いということで、市街化区域より安くなっている。区域指定したことにより一律に固定資産税が上がることはないと税務担当課には聞いている。しかし、区域指定したことにより家が建ち始めた時、使いやすくなったということで評価地点の評価が変わり、結果的に固定資産税に反映してくることはありうる。都市計画税については、都市計画事業や土地区画整理事業に充てるために徴収している税であり、主に市街化区域から徴収している。区域指定した中で都市計画事業を行う予定は現在ないので、都市計画税を徴収する予定はない。

<藤本委員>

緩和基準を定め、建築を推進していこうという趣旨は分かるが、これ以前に市街化調整区域内に建てられた建物や事務所で、違法性のあるものはこの区域にはないのか。

<都市計画課開発担当課長>

区域の中の建物は数百棟あるが、これらについてすべて都市計画法上、建築基準法上、違法性がないかを調べたわけではない。ただ、この区域指定により違法であったものが違法でなくなるというものではない。違反を救済する側面は、この制度にはない。例えば建物の用途を変更したいという場合には、1軒1軒過去の建築履歴を全て調査し、違法性がないかどうか建物を調査し判断することとなる。

13:55

(2) 京都・亀岡保津川公園について

・都市整備課長説明

14:04

[質疑]

<並河委員>

ワークショップは広く市民に公募するのか。また、人数は。いろいろな専門家なども考えているのか。

<都市整備課長>

1月上旬から下旬まで、市ホームページやきらり亀岡おしらせで市民公募していきたい。案ではあるが、10人募集していきたいと考えている。また、亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想の際に、ワークショップを30名弱で開催したが、そこに出席された保津町自治会関係者や商工会議所関係者、京都大学・京都学園大学の先生、行政機関に対して、再度就任していただきたいと声をかけたいと考えている。

<藤本委員>

公園は市が運営するのか、それとも地域に委託して運営するのか。

<都市整備課長>

京都・亀岡保津川公園は都市公園になる。管理は亀岡市になるが、他の都市公園と同じように指定管理者への委託も考えられる。しかし、この公園には水田もある。現在、実際の管理・運営は農事組合法人ほづに水田の管理をいただいているが、そちらを含めて、完成後の公園の管理委託などの検討が必要だと考えている。

<藤本委員>

駐車場はどのくらいの規模になるのか。公園利用者のみのものか、スタジアムの分も含むのか。

<都市整備課長>

当公園利用者を主体に台数等を検討する必要があると考えている。補助金をいただいて工事していく関係もあるので、当公園に必要な台数で算定していきたい。

<藤本委員>

規模等は未定か。

<都市整備課長>

検討中である。

14:10

(3) 亀岡市公営住宅等長寿命化計画改定に係るパブリックコメントの実施について

[質疑]

< 藤本委員 >

つつじヶ丘住宅C棟は計画中止とのことであるが、空き地の有効利用の考え等はあるのか。

< 建築住宅課長 >

まずは計画中止とし、その後、広大な敷地となるため、有効活用について検討していきたい。

< 藤本委員 >

全体的には、老朽化したものは除去し、あるものを再利用していく考えか。

< 建築住宅課長 >

古くなったものは取り壊す等を行い、現存するものは計画的に、悪くなる前に改修し、長く使っていこうという考えである。

< 藤本委員 >

つつじヶ丘住宅C棟について、地元の自治会は知っているのか。

< 建築住宅課長 >

地元には今後伝えていきたい。まだ正確には伝えていない。

< 並河委員 >

用途廃止はあわせて何戸か。

< 建築住宅課長 >

平和台住宅が30戸、城山住宅が14戸、吉川住宅が62戸、合戦野住宅が3戸、千代川住宅が5戸、車垣内住宅が16戸である。

[まちづくり推進部退室]

7 その他

(1) わがまちトークの意見対応について

< 西口委員長 >

わがまちトークの意見対応について協議する。

[別紙資料に基づき、項目ごとの対応を以下のとおり分類]

- ・ 宮前町：1～3参考、4報告、5～6参考、7～8報告、9参考
- ・ 千歳町：1～3参考
- ・ 本梅町：1報告、2参考
- ・ 畑野町：1参考、2～4報告、5参考
- ・ 東本梅町：1～3参考

(2) 議会だよりの掲載内容について

[事務局説明]

< 木曾委員 >

第15号議案について、統合により内容が大きく変わることや、審査した概略を説明してはどうか。また、災害の内容が非常に多かった。災害の予算と土地改良事業について、第1号議案と第26号議案をあわせて整理してはどうか。

<西口委員長>

この2点を掲載することによいか。(了)

～散会 14:37